

マージン率等に係る情報提供

株式会社アルプラス技研

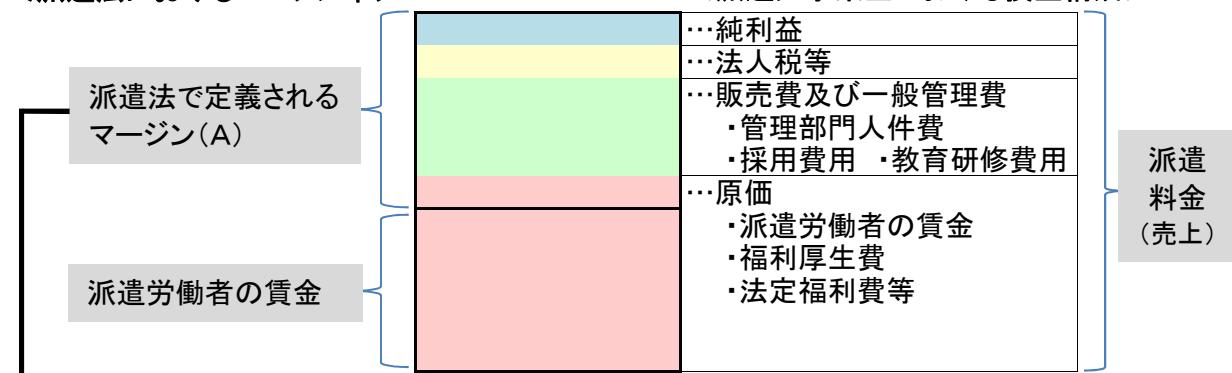
事業所名称	仙台 営業所
対象期間	平成28年度(平成28年1月～12月)

マージン率	39.2%
-------	-------

マージン(派遣料金－派遣労働者の賃金)
派遣法で定められたマージン率の算出方法 = $\frac{\text{マージン(派遣料金} - \text{派遣労働者の賃金})}{\text{派遣料金(売上)}}$

●マージン率について(イメージ図)

<派遣法におけるマージン率>



<派遣元事業主における損益構成>

●上記マージン(A)に含まれる費用など

派遣元事業主である当社は、上記マージン(A)から、会社運営経費の他、以下のような会社負担経費等を支出しております。

- キャリアアップ支援等の教育研修費
- 通信教育等の受講費
- 当社管理部門の人事費
- 当社の採用活動に係る経費
- 福利厚生費(住宅・子供手当等の各種手当、行事補助費、健康診断費用、人間ドック補助費、メンタルヘルス費用、第3子以降の出生祝金、持株会、確定拠出年金等)
- 法定福利費(健康保険、厚生年金保険の会社負担分、労働保険料等)
- 永年勤続祝い金
- 保養施設、保養クラブ等の利用に係る費用
- 営業利益

など

●当社の福利厚生 関連制度

- 従業員優待制度(一般融資制度、大手銀行による住宅ローン等金利優遇制度、団体保険料割引制度、会員制福利厚生サービス等)
- 東京都電機健保組合 保養所の利用、当社所有保養所の利用
- 慶弔見舞金
- クラブ活動等の補助金
- 年次有給休暇、特別休暇、育児休業、介護休業、ケア積立休暇等

●当社加盟の業界団体(NEOA)HPにて、「マージン率についての考え方」が掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.neoa.or.jp/data/margin2015.pdf>